

令和5年12月6日(水)午前9時30分より、12月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について(県許可)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)
議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について(推進機構)
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和5年12月6日(水) 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美
【欠席委員】 15番 山見良一 19番 松本清美

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は18番、2番の方をお願いします。

事務局 矢永 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名18番、2番)

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏 外5名より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)

●●氏 外1名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号の説明をお願いします。なお、1番から4番までは関連するものになりますので、一括で審議をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第4条1番～4番申請内容朗読及び説明>

- 事務局 辻 1番の転用目的は盛土による農地改良になります。
調節池の表土を利用し、15cm盛土をし、耕作しやすくするための申請です。申請地は、基盤整備された農振農用地です。雨水は西側及び南側の既存の水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置は法面です。資金計画、見積書等は確認しております。
- 2番の転用目的も盛土による農地改良になります。
調節池の表土を利用し、18cm盛土をし、北側の耕作地と同じ高さに合わせるための申請です。申請地は、基盤整備された農振農用地です。雨水は東側及び南側の既存の水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置は畦です。資金計画、見積書等は確認しております。
- 3番の転用目的も盛土による農地改良になります。
調節池の表土を利用し、14cm盛土をし、北側の耕作地と同じ高さに合わせるための申請です。申請地は、基盤整備された農振農用地です。雨水は西側の既存の水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置は畦です。資金計画、見積書等は確認しております。
- 4番の転用目的も盛土による農地改良になります。
調節池の表土を利用し、10cm盛土をし、耕作しやすくするための申請です。申請地は、基盤整備された農振農用地です。雨水は西側の既存の水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置は畦です。資金計画、見積書等は確認しております。
- 議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。
- 10番 樋口委員 以前から申請が出ておりますが、大刀洗町北部の基盤整備された農地に調節池の表土で盛土をしたいという申請です。基盤整備では田面を元の高さにしてありますということで、高さを変えたいということであれば自分で何とかするしかないために、各自で申請をされています。
- 議長 柳 皆さんから何かありませんか。
- 12番 秋吉委員 隣と同じ高さに合わせたいというのは話が分かるんですが、隣よりも高い所を更に高くしたいというのはどうしてですか。
- 10番 樋口委員 色々と事情があるそうです。特に川の真横の農地は大雨の時には毎回浸かってしまうため、少しでも高くしたいようです。
- 議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。
- 18番 河野委員 10cm上げるだけでも県の許可が必要になるのですか。
- 事務局 辻 面積が1,000㎡以内であれば町への届出で済むのですが、1,000㎡を超えてしまっているため、県の許可が必要になります。
- 18番 河野委員 基盤整備している所をこんなに盛土する必要があるというのがおかしい話ですよ。中島の所も段差だらけでこれで本当に基盤整備が終わっていると思うところです。
- 10番 樋口委員 平地なのに山間部みたいな基盤整備になってしまっています。農林とはバチバチで

元の高さしか言われません。平面図だけでは実際の高さが分からない部分もあります。段差ができたことで、基盤整備前より草を刈るのが大変になった場所もありますし、大雨の時には崩落しやすくなってしまっている部分もあります。自分達で何とかするしかないのが現状です。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。1番から4番まで許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
それでは、議案第1号5番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第4条5番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は盛土による農地改良になります。
調節池の表土を利用し、20cm盛土をし、耕作しやすくするための申請です。申請地は、都市計画法の用途地区内の第一種住居地域で第3種農地判断となります。雨水は南西側の排水口から放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置は畦です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 別にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

18番 河野委員 東側に排水溝があるかと思いますが、こちらが泥など詰まったまま放置されており機能していません。そのため、大雨の時には一面浸かってしまいます。役場で対応できないものですか。

事務局 辻 排水溝については原則地元管理になるかと思いますが、難しいかと思いますが。

18番 河野委員 担当委員さんから地元土木なりにきちんと清掃するように伝えてもらえませんか。

10番 樋口委員 伝えておきます。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号6番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第4条6番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は盛土による農地改良になります。
元々1筆の農地になりますが、東側から段々と低くなっているため、調節池の表土を利用し、20cm～50cm盛土をし、一面同じ高さに揃えるための申請です。申請地は、農振農用地です。雨水は北側の既存の水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置は畦です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10 番 樋口委員 同じ高さになるように盛土をするものなので問題ありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

18 番 河野委員 現地で既に工事をしているような様子でしたが問題ありませんか。

10 番 樋口委員 畦の強化だけをしているもので、農地の高さを変えている訳ではないので問題はな
いかと思います。

議長 柳 畦の部分だけでしたら問題ないですね。他に皆さんから何かありませんか。

7 番 井手委員 50cmも上げるとのことですが、すぐに米を植えられるものでしょうか。

10 番 樋口委員 土壌改良が必要になるでしょうから、すぐには難しいと思います。他の所も盛土さ
れていますが、同じようにしばらくは植えられないと言われてました。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相
当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相
当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第3条1番申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は田4筆16, 460㎡、畑1筆786㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

6 番 久保委員 娘さんに贈与されるとのことです。ばあちゃんは施設に入られています。

議長 柳 これは生前一括贈与になるんですか。

事務局 辻 課税の特例を受けたりするものではありません。色々調べられて承知の上で贈与
をされています。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思
われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当とな
りました。

続きまして、議案第2号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第3条2番申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 2番は畑1筆79㎡の売買で代金は登記費用分です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

9 番 佐田委員 生前は●●さんが作っていて、荒れていなくて分かりませんでした。農地に囲まれ
た土地で、昔隣の人を買うという話がされていましたが、当時は面積要件があり売
買ができなかったみたいです。相続も終わってましたので、早く登記をした方がい
いとすすめました。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思
われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当とな
りました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田1筆1,432㎡の売買で736,000円です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。

全員賛成で許可相当となりました。
続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約があつておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。それではこれで全ての議事の審議を終わります。